

令和7年度（2025年度）社会福祉法人等に対する指導監査の結果

枚方市健康福祉部福祉指導監査課

1 指導監査の対象

(1) 社会福祉法人

枚方市内に本部を設置し、枚方市域内でのみ施設運営や事業を行っている社会福祉法人が本市所管となります。なお、枚方市内に法人本部が設置されているが、本市を超えて施設や事業を運営している場合は、主たる法人本部事務所の存在する都道府県または厚生労働省が所管する社会福祉法人となり、当該都道府県または厚生労働省が指導監査を行います。

(2) 社会福祉施設

社会福祉法人の所轄庁に関わらず、枚方市域内にある社会福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者支援施設）が本市所管となります。

2 指導監査の実施状況

令和7年度（2025年度）における指導監査は、枚方市社会福祉法人等指導監査指針及び令和7年度（2025年度）枚方市社会福祉法人等指導監査実施方針に基づき、実地指導監査を実施しました。

令和7年度（2025年度）は、社会福祉法人37法人、社会福祉施設99施設を対象として、そのうち14法人、37施設に対して、法人及び施設運営状況、利用者支援等について監査を行いました。

実施状況は、次のとおりです。

○ 指導監査の実施状況（令和7年度）

	社会福祉法人	社会福祉施設	内 訳		
			老 人	児 童	障 害
対 象 数	37	99	35	61	3
実 施 数	14	44	12	32	0
実 施 率	37.8%	44.4%	34.2%	52.4%	0%

※ 老人：老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）

児童：児童福祉施設等（保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業）※公立を除く

障害：障害者支援施設

※ 対象数は令和7年（2025年）4月1日現在。実施数は令和8年（2026年）3月末現在。

3 指摘事項の概要について

【法人に対する文書指摘】

＜法人運営＞

文 書 指 摘 事 項	文書指摘数
①定款等に関する事	2
②評議員・役員に関する事	2
③評議員会・理事会の運営に関する事	4
④評議員・役員等の報酬に関する事	2
⑤その他	0
合計	10

《 会 計 》

文 書 指 摘 事 項	文書指摘数
① 資金管理及び体制に関する事	1
② 会計処理に関する事	1
③ 会計帳簿に関する事	0
④ 計算書類等に関する事	0
⑤ その他	0
合計	2

【施設に対する文書指摘】

《利用者支援》

文 書 指 摘 事 項	文書指摘数	老人	児童	障害
① 基本方針・組織に関する事	8	3	5	0
② 施設設備に関する事	7	0	7	0
③ 支援方針及び個別支援計画に関する事	0	0	0	0
④ 苦情解決に関する事	1	0	1	0
⑤ 利用者の預かり金及び遺留金品に関する事	0	0	0	0
⑥その他	14	1	13	0
合計	30	4	26	0

《職員処遇》

文 書 指 摘 事 項	文書指摘数	老人	児童	障害
① 各種規程に関する事	0	0	0	0
② 人事管理・職員配置に関する事	11	0	11	0
③ 労使協定に関する事	0	0	0	0
④ 出退勤の管理に関する事	0	0	0	0
⑤ 非常勤職員、嘱託医師との雇用契約に関する事	0	0	0	0
⑥その他	0	0	0	0
合計	11	0	11	0

《食事提供》

文 書 指 摘 事 項	文書指摘数	老人	児童	障害
① 運営形態に関する事	2	0	2	0
② 栄養管理に関する事	0	0	0	0
③ 食事内容に関する事	0	0	0	0
④ 給食に係る書類に関する事	0	0	0	0
⑤ 衛生管理に関する事	11	0	11	0
⑥ その他	1	0	1	0
合計	14	0	14	0

《会 計》

文 書 指 摘 事 項	文書指摘数	老人	児童	障害
① 資金管理及び体制に関する事	4	1	3	0
② 会計処理に関する事	15	6	9	0
③ 会計帳簿に関する事	1	1	0	0
④ 計算書類等に関する事	1	1	0	0
⑤ その他	0	0	0	0
合計	21	9	12	0

4 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する主な指摘事項について

	具体的事例	文書指摘事項	補足事項	根拠法令等※
法人運営関係	理事長（及び業務執行理事）は、実際に開催された理事会において、3か月に1回以上（定款で定めた場合は毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）、職務の執行状況について報告がされていない事例	理事長（及び業務執行理事）は、実際に開催された理事会において、3か月に1回以上（定款で定めた場合は毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）、職務の執行状況について報告すること。	理事長及び業務執行理事の職務の執行状況の報告は、定期的に理事会に報告をしなければならないこととなっており、報告の省略はできず、実際に開催された理事会において報告を行う必要があります。	ガイドライン I 6(1)4
利用者支援関係	<ul style="list-style-type: none"> 安全計画が策定されていない事例 職員に対し、安全計画について周知されていない事例 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない事例 危険箇所について対応がなされていない事例 	<ul style="list-style-type: none"> 安全計画を策定すること。 職員に対し、安全計画について周知すること。 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 危険がある箇所については是正や防止措置等を行うこと。 	保育所等の児童福祉施設については、令和5年4月1日より、安全計画の策定等が義務付けられました。	枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条
職員処遇	<ul style="list-style-type: none"> 児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となる、朝夕等の児童が少数となる時間帯について、保育士1名に加えて、保育士又は市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者が配置されていない事例 	<ul style="list-style-type: none"> 児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となる、朝夕等の児童が少数となる時間帯について、保育士1名に加えて、保育士又は市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くこと。 	児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となる、朝夕等の児童が少数となる時間帯について、保育士1名に加えて、保育士又は市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者等）を配置する必要があります。	枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条2項
職員処遇	<ul style="list-style-type: none"> 保育士資格を有する者が、各時間帯において必要とされる保育士の数の3分の2以上配置されていない事例 	<ul style="list-style-type: none"> 朝夕の時間帯において、保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置くこと。 	保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができます(①)。また、認可の際に必要な保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合にあっては、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者等）を保育士とみなすことができます(②)。ただし、①及び②を適用する場合であっても、保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上配置する必要があります。	枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第38条2項

食事提供	・検食の保存について適切に保存していない事例（大量調理施設衛生管理マニュアルに沿った衛生管理を行っている施設対象）	・検食の保存については、原材料及び調理済食品の可食部を個々に50g程度ずつ衛生的なビニール袋等で密閉し、-20℃以下で2週間以上保存すること。	検食の保存については、食中毒発生の際に50g程度が検査に必要なため、適切に保存する必要があります。	平成9年3月24日付け衛食第85号別添大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(3)
会計関係	・法人内のサービス拠点区分間の貸付について、年度を超えて貸付している事例	法人内のサービス拠点区分間の貸付金については、年度を超えた貸付は認められないので、早急に是正すること。		雇児発第0312001号通知5(2) 府市本第254号通知4(2) 老発第188号通知第2-3-(4) 障発第1018003号通知第2-3-(2)
会計関係	・委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計（決算額）の5%相当額を上回っているが収支計算分析表等が未提出の事例	私立保育所の委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計（決算額）の5%相当額を上回っている場合は、収支計算分析表等を提出すること。		府市本第254号通知5(2)

※根拠法令については、関係法令及び通知等を以下の略称で表記しています。

- ・ガイドライン＝「指導監査ガイドライン」（「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号）別紙）
- ・府市本第254号通知＝「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経費等について」（平成27年9月3日）
- ・老発第188号通知＝「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱いについて」（平成12年3月10日）
- ・障発第1018003号通知＝「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（平成18年10月18日）